

## 山形県認知症施策推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現に向け、本県の施策の推進方向を検討し、良好な医療、介護及び地域支援体制を構築するため、山形県認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 早期受診に向けた方策の検討及び体制の構築に関すること。
- (2) 正しい知識の普及及び見守り体制の構築に関すること。
- (3) 良好な医療と介護の提供体制の構築に関すること。
- (4) 若年性認知症の人と家族への支援に関すること。
- (5) 施策の取組状況の把握、課題の分析及び先進的な事例の収集に関すること。
- (6) その他施策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員20名程度で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域福祉・介護関係者
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部健康長寿推進課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。